

令和7年度集団指導質問・回答一覧

サービスの種類	質問内容	回答
1 共通	<p>①サービス提供記録について、電子サインは認められますか。</p> <p>②電子化・ICT運用の扱いはどうなりますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録・電子サインの可否 ・クラウド運用の基準の有無 ・クラウド保存すれば紙ベースでによる保存は不要でしょうか。 	<p>①サービス提供記録（サービス提供実績記録票）については、電磁的記録（電子計算機（パソコン、スマートフォン、タブレット等）による情報処理の用に供されるもの）により作成し、予め交付の相手方の同意を得て交付することが可能とされており、電子署名（サイン）による確認も可能です。</p> <p>②運営基準上、書面で作成・保存することとされている書類（サービス提供実績記録票や個別支援計画等）については、電磁的記録により行うことができます。また、交付、説明、同意、締結及びそれに類するものうち、運営基準上、書面で行うとされているものについては、相手方が利用者である場合は予め利用者の同意を得て、電磁的方法により行うことが可能とされています。このため、電子記録、電子署名（サイン）も可能です。なお、上記によりパソコン等に保存している場合は、紙媒体での保存は不要です。クラウドを利用するにあたっては、障害福祉サービスに係る国及び市の基準はありませんが、通信の暗号化や二段階認証などの不正アクセス防止策等を講じること等についてご留意ください。また、クラウド利用の他、電磁的記録により保存する場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。（解釈通知第十七の2（1）、（2）等）</p>
2 共通	<p>資料8頁 研修実施記録について、欠席者への対応の具体例が知りたいです。例えば「実施記録を確認するよう促す。」でもよいでしょうか。</p>	<p>欠席者へは、実施記録とともに当日の研修資料を供覧し、当該研修の内容について必ず確認してもらってください。また、供覧したことが分かる書類・記録等を残してください。</p>
3 共通	<p>資料15頁 業務継続計画（BCP）について、義務となる研修及び訓練は研修年1回以上、訓練年1回以上実施するとのことですが、感染に関わる研修及び訓練および災害に関わる研修及び訓練をそれぞれで1回以上ずつ実施すればよいのでしょうか。感染及び災害の研修（又は感染及び災害に係る訓練）を一体的に実施することは可能なのでしょうか。</p>	<p>業務継続計画（BCP）に係る研修及び訓練の実施にあたっては、感染症及び災害に係る研修（又は感染症及び災害に係る訓練）を一体的に実施していただくことも可能ですが、一体的に実施される場合は、災害、感染症それぞれのBCPの内容が適切に含まれるようご留意ください。</p>
4 共通	<p>資料38頁 経営情報の情報公開に関して、常勤職員の少ない職員給与などの公開に関して、個人情報の観点からすべて公表の必要性がありますか。</p>	<p>経営情報の公表について、「職員の給与総額」についてはご報告いただく必要がありますが、「職種別の給与」については、任意でご報告いただく項目となっておりますので、事業者様のご判断によりご報告していただくかなくとも構いません。また、経営情報については事業者の経営状況を踏まえた施策の検討や物価上昇等に当たり経営影響を踏まえた政策の検討等のため、国による経営実態調査を補完するために実施されるものです。また、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定されることはありませんので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
5 放課後等デイサービス	<p>資料19頁 「（1）必要人員の配置について ○事業所に置くべき児童指導員又は保育士はサービスの単位ごとに提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置が行われていること。」について、常勤職員については有給でない欠勤があっても他のパート職員で補わなくてもよい、パート等常勤換算の場合は補って常勤換算時間数を割らないようにする、との認識で良いでしょうか。</p>	<p>お見込みいただいている内容で問題ありません。ただし、日ごとの配置については、当日の利用者の数が10人以下の場合は2名以上、11人以上15人以下の場合は3名以上の児童指導員又は保育士の配置が必要ですのでご留意ください。</p>
6 共同生活援助、障害者支援施設	<p>資料47頁 「【会議の構成員と人数】 会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者などを想定しており、有意義な意見交換ができる人数として、5名程度が望ましいです。」について、5名の構成に規定はありますか。</p>	<p>地域連携推進会議の構成員については、厚生労働省発出「地域連携推進会議の手引き」4頁において、会議の目的を達成するため、構成員には、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず含むこととされています。 (手引きに係る厚生労働省HPアドレス： https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html)</p>